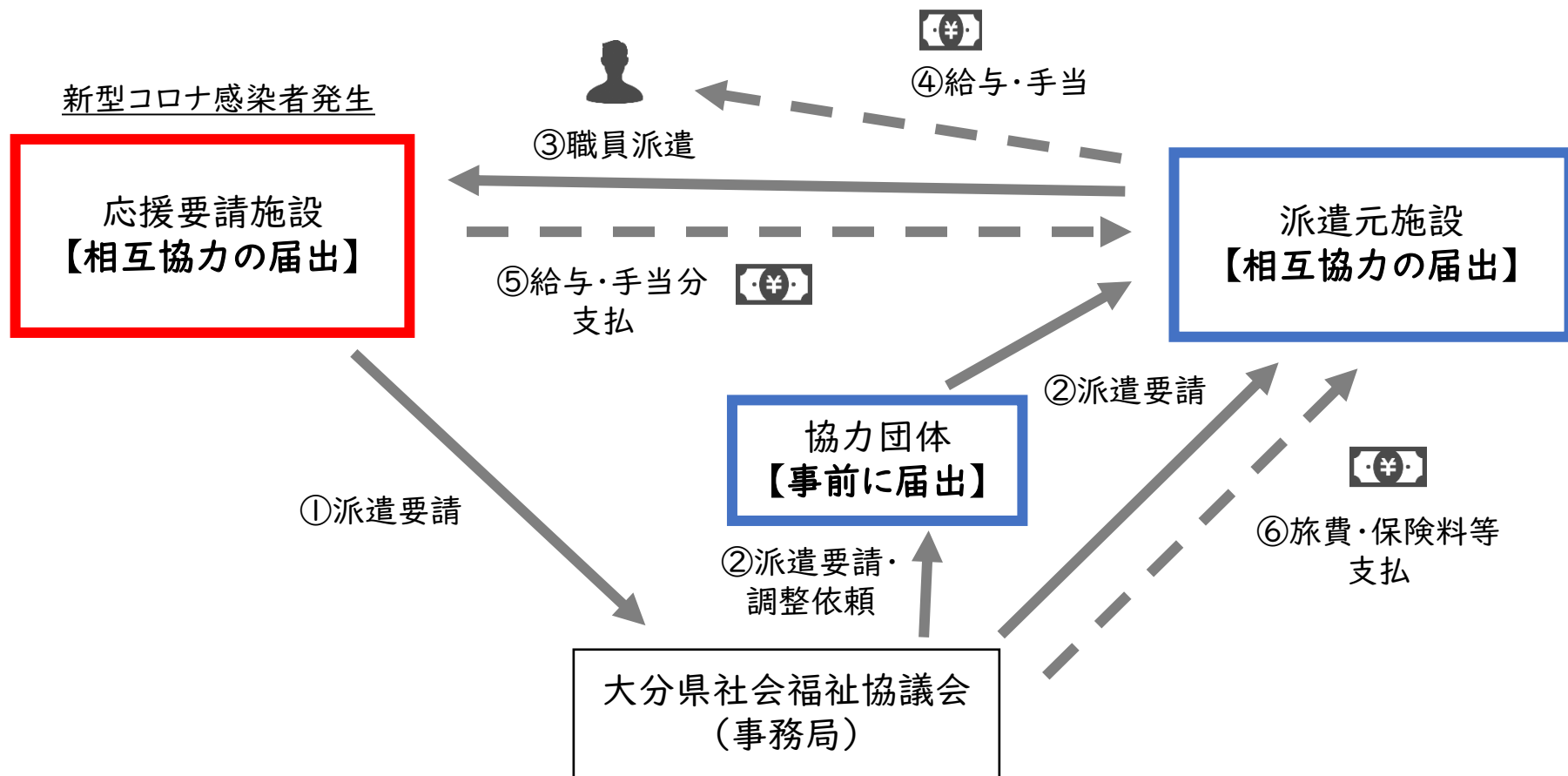


社会福祉施設職員等確保支援事業イメージ図



【注意事項】

- (1) 原則、入所施設のような、新型コロナウイルス感染者が発生してもなおサービス継続が求められる施設が、派遣を受ける対象です。
- (2) まずは、自助努力（法人内において配置替を行う等）により対応し、それでもなお人員が不足する場合は、応援の対象となります。
- (3) 応援要請施設となるには、事前に相互協力について届出が必要です。所属する社会福祉団体又は事務局へお問合せください。
- (4) ⑤の給与・手当分については、公費による補助の対象となる場合があります。